

# 「広報とめ」リニューアル

市広報紙「広報とめ」は平成27年度(4月21日発行)5月号から、これまでの月2回発行から月1回発行にし、紙面もリニューアル(オールカラーなど)します。このことについて、平成26年度市政モニター(20人)へアンケートを実施。いただいた主なご意見(抜粋)をご紹介します。

## 月2回発行から月1回発行へ

●「行政の透明性」を確立するためにも、「広報」をもっと小まめ(号外的なモノも含めて)に発行してほしいと思っ  
●「情報収集の手段のみが唯一の情報収集の手段の市民にとっては「月1回」だけでは行政情報などのタイムラグが大きいと思われる。  
●月1回でもいいと思うが、読者の意見のページが少ないと思う。

●情報を1回にまとめることが可能なら、1回発行に賛成。管理する上でも助かる。結構な情報量の「広報とめ」。この情報量は継続していただきたい。

## 紙面のオールカラー化について

●オールカラーの必要性を感じない。オールカラー化の弊害として、市民が必要としている情報量が制約されることは本末転倒であり、絶対にあつてはならない。  
●これまでのように表紙のみカラーで、中刷りは2色で十分だと思ふ。  
●オールカラーにしても経費が同じならよい。  
●オールカラーにすることに  
●関係して良いことだと思ふ。カラーでなければ伝わりにくい写真などもあるので、歓迎する。市が市民に対して強く伝えたい箇所や緊急性のある箇所の文字などを変えて、より

●情報(情報紙)があふれている今日、はつきり言って21日号は、白黒表紙ということもあつてインパクトに欠け、あまり興味を持ってないものだった。月1回になることは、大変良いことであると思う。  
●お知らせ情報などを早めに知らせるようにすれば、1回でもいいと思う。他の市町村でも月1回のところが多いようだ。

●市民に対して情報が伝わるように。  
●他市町では既にやっている  
●今時、やっぱりカラーだ。  
●特に写真のカラー化はよいこと。これまでは表紙と裏面のみのカラー写真が中身までカラーになるのは大歓迎。メリハリがついて、楽しく読める広報紙になると思う。  
●カラーになるのは大賛成。写真が多く掲載されているので目を引き、楽しみにページをめくれると思う。市民の活躍などをたくさん紹介してほしい。

## 「広報とめ」への意見・要望

●その月の情報が盛りだくさん。自分に関係する無しに関わらず、必ず目を通して。また、登米市のすてきな人を知ることができる「ときめき人」のコーナーもよい。  
●年配者はパソコンで市の情報を知ることができないと思うので、なるべく読みやすいものになればと思う。  
●市民にとって良い広報紙かどうかは見栄えではなく内容。良い広報紙を作れるかどうかは担当者の考え方と技量次第。適任者を発掘し、養成するなどの人材育成こそが重要。  
●現在の「広報とめ」も昔から見れば、とても良いと思う。携わっている人たちのご苦勞を考えると。  
●リニューアルした「広報とめ」が来るのを楽しみにしている。各町域の出来事は、ぜひ載せてもらいたい。  
●「広報とめ」は全国的にも大変レベルの高い広報紙だと聞いたことがある。今後、より一層市民のためにさまざまな情報を発信し、市の活性化につなげていただきたい。

## 紙面の充実に努めていきます

平成27年度から「広報とめ」を月1回発行にし、紙面をリニューアル(オールカラー化など)するのは、紙面の充実に努めるためです。このことについて、市政モニターからもさまざまなご意見をいただきました。こうした「声」に紙面で応えていくことが責務だと考えています。  
広報紙には、市からの情報をお知らせするだけでなく「まち」の成長や市民の取り組みなどを記録していく役割もあります。これまで以上に「登米市の魅力を共有できる紙面」「市民が生き生きと輝く紙面」を目指し、皆さんの役に立ち愛されるような「広報とめ」の編集に努めていきます。今後ともご指導とご協力をお願いいたします。  
【問い合わせ】総務部市長公室(広報広聴係) ☎0220(22)2090

# 住宅用太陽光発電システム設置補助制度のお知らせ

市では「住宅用太陽光発電システム」を設置する皆さんに、設置費用の一部を補助します。また、補助要綱の改正により、既存住宅への設置にかかる受注業者の制限がなくなり、市外業者が受注した場合も補助対象となります。  
【対象】▼市内に住所がある(予定を含む)個人で、システムを設置する建物を住宅として使用する人▼全ての市税に滞納がない人

【補助金額】▼太陽電池モジュールの公称最大出力1キワットあたり2万円(上限額8万円、千円未満切り捨て)  
【対象システム】▼申請時に対象となる太陽光発電システムの設置工事に着手していないもの(建売住宅の場合は引き渡しを受けていないもの)  
▼国(経済産業省)の10キワット未満の太陽光発電設備の認定を受けるシステムで、平成28年3月31日まで電力会社に

対象システムの電力需給を開始するもの  
【申し込み方法】市民生活部環境課(市役所南方庁舎2階)に備え付けの申請書(市ホームページ)からダウンロード可)に必要事項を記入し、添付書類を添えて環境課へ提出してください。申し込みの際には、必ず市の補助金交付要綱および手引をご覧ください。ご確認ください。

※注意 市の補助金の交付決定前に着工した場合(建売住宅の場合は引き渡しを受けた場合)は、補助対象外となります。ただし、本年4月1日から4月30日までに対象システム設置に係る契約を締結したものは、市の補助金交付決定前に着工した(引き渡しを受けた)場合でも対象となります。詳しくは、環境課までお問い合わせください。  
【受付期間】5月1日(金)～平成28年3月10日(木)必着  
※上記期間内であっても、申請額の総額が市の予算額に達した場合は、受け付けを終了します。  
【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)

〒987-0401 登米市南方町新高石浦130  
☎0220(58)5553  
http://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/h26\_taioukou-hojo.html



## 起業・創業する人の事業計画(ビジネスプラン)を募集

# 登米市ふるさとベンチャー創業支援対策

市内の地域資源を生かした起業・創業を支援し、地域に新たなビジネスや雇用の創出を図るため、市では、開業時に要する経費の一部を補助金と融資により支援します。

【支援対象の選考方法】ビジネスプランを提出。市の審査会で選考し、地域経済への波及効果、雇用創出効果の高いものを採択します(年間3件程度を想定)。

【対象者・対象事業】▶市内で新たに起業・創業する人(Uターン、Iターンを含む)、平成26年9月以降に創業した人、第二創業を行う人(経営者の交代が必要)▶農林漁業(6次産業化への取り組み)、商業、工業の分野で、先進的な技術、設計・デザイン、アイデアの活用、隠れた価値を発掘し地域資源を生かした新たなビジネスで需要・雇用を創出する事業▶市内の金融機関から外部資金の調達が見込まれるもの

【支援の内容】支援の対象となった人には①+②により開業資金を支援します。

①最大240万円の補助金を交付します。

▶対象経費=支援対象期間(本年8月～平成28年3月15日)の従業員の人件費、官公庁への申請経費、店舗など借上費、設備費、仕入れ・材料費、委託費(サンプル等制作費、広告費)、など

▶補助率=審査会での上位2件は補助対象経費の5分の4以内、第3位は5分の2以内(いずれも消費税を除く)

▶補助上限額=審査会での上位2件は240万円、第3位は120万円

②「登米市ふるさとベンチャー創業支援資金融資」で運転資金・設備資金を支援します(※別途、市内金融機関の審査を通過することが必要です)。

▶融資限度額=1,000万円。利率=1%。信用保証料は市が全額負担

【公募期間】4月1日(水)～5月29日(金)

【問い合わせ】公募要項を電子メールで送付しますので、電話またはメールでご連絡ください。

▶産業経済部ブランド戦略室  
☎0220(34)2549  
✉brand@city.tome.miyagi.jp